

介護保険施設・事業所管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

令和8年6月1日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(通知)

平素から、介護保険行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年報酬改定に伴い、処遇改善加算が改定されました。このため、本市が所管する介護保険施設・事業所について、令和8年6月1日を適用開始年月日とする処遇改善加算に関する体制届等の提出期限を、岡山市の取扱いとして令和8年6月15日(月)とします。

なお、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表については、令和8年6月以降の新様式により提出してください。

■令和8年6月1日を適用開始年月日とする場合の処遇改善加算に関する体制届等の提出期限

令和8年6月15日(月)

※処遇改善加算に関する体制届のみを対象とします。

※既存の届出内容が「加算Ⅰ」で新たな届出がない場合は「加算Ⅰ(イ)」とみなし、既存の届出内容が「加算Ⅱ」で新たな届出がない場合は「加算Ⅱ(イ)」とみなします。

■令和8年報酬改定における改定内容

サービス種類等	変更点	留意事項
(介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント費	「介護職員等 処遇改善加算」 を新設	・ <u>新たな届出がない場合は「なし」とみなす。</u> ・加算の要件に即した処遇改善計画書及び体制等の届出を行うこと。
訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 通所介護 (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護	介護職員等処遇 改善加算 「加算Ⅰ(イ)」 「加算Ⅰ(ロ)」 「加算Ⅱ(イ)」 「加算Ⅱ(ロ)」	・ <u>新たな届出がない場合、</u> <u>「加算Ⅰ」を算定している場合は</u> <u>「加算Ⅰ(イ)」、</u> <u>「加算Ⅱ」を算定している場合は</u> <u>「加算Ⅱ(イ)」とみなす。</u> ・加算の要件に即した処遇改善計画

(介護予防)特定施設入居者生活介護 介護福祉施設 介護保健施設 介護医療院 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 訪問型サービス費(独自) 通所型サービス費(独自)	を新設	書及び体制等の届出を行うこと。
--	-----	-----------------

■ 特例の対象となる体制届等

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・令和8年度処遇改善計画書

■ 届出に係る留意事項

- ・届出している報酬体制を変更する場合は、届出が必要となります。
- ・加算等の内容に変更がない場合は、届出の必要がありません

【お問い合わせ先】 〒700-0913 岡山市北区大供三丁目 1-18 KSB会館 4F
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
訪問居宅事業者係 TEL:086-212-1012
通所事業者係 TEL:086-212-1013
施設係 TEL:086-212-1014